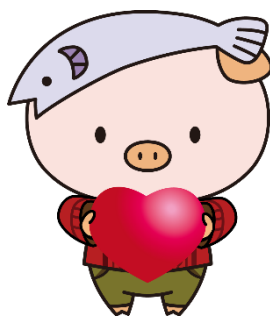


厚木市パートナーシップ宣誓制度

手続きガイドブック



厚木市マスコットキャラクター
あゆ回あゆまわ



厚木市

令和8年5月

一 目 次 一

1	パートナーシップ宣誓制度とは	1
2	宣誓することができる方	2
3	パートナーシップ宣誓の流れ	3
4	宣誓時に必要な書類	5
5	宣誓後について	6
6	自治体間連携について	8
7	Q&A	9

参 考

パートナーシップ宣誓ができない親族	12
-------------------	----

1 パートナーシップ宣誓制度とは

厚木市では、第10次厚木市総合計画における基本施策の一つである「多様性の尊重と平和都市の推進」の下、お互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会の実現を目指しています。

こうした中、性的少数者や様々な事情で婚姻の届出をせずあるいはできない事実婚の方が、法的に認められないことで相手との関係を他者に理解されないといった悩みや生きづらさがあります。

これらを軽減するとともに、厚木市人権施策推進指針の重点人権課題である性的少数者に向けた人権施策の一環として、個性を認め合う性の多様性に対する市民の皆様の理解を深めていただくため、厚木市パートナーシップ宣誓制度を導入しました。

この制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありませんが、お二人の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして、日常生活を支え合い、協力し合うことを約束した関係であることを、厚木市が確認し、公的に認めるものです。

この制度の導入によって、多様性の理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会になることを期待しています。

1 パートナーシップとは

お互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束したお二人の関係をいいます。

2 宣誓とは

パートナーシップにあるお二人が、市長に対し、双方がお互いをパートナーであると誓うことをいいます。

2 宣誓することができる方

宣誓するお二人が、次の要件を全て満たしている必要があります。

- 1 民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する成年に達していること。
- 2 次のいずれかに該当すること（原則、同居していること）
 - （1）双方が市内の同一住所に居住していること。
 - （2）一方が市内に住所があり、他方が宣誓後 3 か月以内に市内の同一住所への転入を予定していること。
 - （3）双方が市内に住所があり、宣誓後 3 か月以内に市内の同一住所へ転居を予定していること。
- 3 現に婚姻していないこと。
- 4 現に宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- 5 宣誓する相手が近親者（民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族で婚姻をすることができない関係）でないこと。
 - ※ 宣誓する相手と養子縁組をしている場合を除く。
 - ※ 12 ページを参照ください。

3 パートナーシップ宣誓の流れ

1 宣誓日の事前予約

宣誓を希望される日の2か月前から7日前までに市民協働推進課本庁舎1階窓口、電話及びメールのいずれかの方法で宣誓日の予約をしてください。

【予約受付】

厚木市 市民協働推進課 本庁舎1階窓口
電話：046-225-2215
メール：2800@city.atsugi.kanagawa.jp
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
8時30分～12時、13時～17時

【電話での連絡事項、メール時の記載事項】

- ① 宣誓されるお二人の氏名とふりがな
※ 通称名の使用を希望される場合は、あらかじめお伝えください。この場合は戸籍上の氏名も必要です。
- ② 宣誓希望日・時間帯（午前・午後）の第3希望まで
- ③ 宣誓されるお二人の日中の連絡先の電話番号
- ④ 宣誓時のお二人の居住状況（例：同居、転入予定、転居予定）

2 パートナーシップ宣誓（宣誓日当日）

- (1) 予約した日時に必要書類（提示物を含む。）を持参し、必ずお二人でお越しください。
※ 必要書類については、「4 宣誓時に必要な書類」に記載した書類をお持ちください。必要書類に係る手数料は自己負担となります。
- (2) 提出された必要書類より、要件及び本人確認等を行います。
- (3) 市職員が立ち合いのもと、宣誓するお二人がそれぞれ宣誓書と確認書兼同意書に記入署名し、提出することで、パートナーシップ宣誓をします。

【宣誓日時】

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
9時～12時、13時～16時

【宣誓場所】

厚木市市民協働推進課 本庁舎1階相談室 等
※ 原則、個室で対応いたします。

次ページへ

4 宣誓時に必要な書類

(1) 住所が確認できる書類（提出）

ア 宣誓日以前3か月以内に発行された住民票の写し又は住民票記載事項証明書をお一人1通ずつお持ちください。（市内在住の場合）

ただし、宣誓するお二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたものを1通で構いません。

イ 本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号カード（マイナンバーカード）は記載不要です。

※ 転入を予定されている方は、そのことが確認できる書類（「転出証明書」、「売買契約書の写し」、「賃貸借契約書の写し」等）をお持ちください。

なお、転入・転居予定者は、宣誓後3か月以内に住民票の写しを提出ください。

(2) 現に婚姻していないことが証明できる書類（提出）

ア 宣誓日以前3か月以内に発行された「戸籍抄本」または「独身証明書」をお一人1通お持ちください。

イ 外国籍の方の場合は、大使館等公的な機関が発行する配偶者がいないことを確認できる書類をお持ちください。

（ア）これから宣誓するお二人が外国で同性婚等をしている場合は、外国での結婚等に係る証明書をお持ちください。

（イ）外国で結婚されていない場合は、「婚姻要件具備証明書（宣誓日以前3か月以前に発行）」をお持ちください。

（ウ）（ア）と（イ）を提出の際は、日本語に翻訳した書類（翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可。）も併せてお持ちください。

(3) 本人確認ができるもの（提示）

お二人分を用意願います。なお、住民票の写しや戸籍抄本等の交付手数料は、ご自身の負担となり、有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード（個人番号カード）・旅券（パスポート）・運転免許証・在留カード又は特別永住者証明書・身体障害者手帳・国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書（顔写真付き）	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証・国民年金手帳・顔写真付きの学生証（※）・法人が発行した顔写真付きの身分証明書（※）・国、地方公共団体の機関が発行した資格証明書（顔写真付き）（※） <p>（※）の書類のみが2点以上あっても確認できませんので、その他の上段の書類（健康保険証等）と組み合わせて提示願います。</p>

(4) 通称名が確認できるもの（希望する方のみ必要です。）（提示）

性別違和等の理由で通称名の使用を希望する場合は、通称名が記載された社員証、学生証、公共料金の請求書、各種郵便物、診察券、各種会員証など、通称名を日常的に、使用していることが客観的に確認できる書類を提示してください。

※ 通称名とは

本制度における通称名とは、性別違和の方（身体的な性と心の性が一致していない方）や外国籍の方が、日常的に使用する戸籍上とは異なる名前のこと。

5 宣誓後について

「パートナーシップ宣誓書受領証」等の再交付や返還、宣誓事項の変更の際は、来庁される日を事前に電話にて、ご連絡ください。

(1) パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付

「パートナーシップ宣誓書受領証」等の紛失やき損等で、再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出していただきます。「4 宣誓時に必要な書類（3）本人が確認できる書類」をお持ちください。

(2) 宣誓事項の変更があった場合

氏名・通称名や住所変更などがあった場合は、変更内容を確認できる書類と「4 宣誓時に必要な書類（3）本人が確認できる書類」、交付された「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を添えて、「パートナーシップ宣誓事項変更届」を提出ください。

(3) パートナーシップ宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当する場合は、本制度の適用を終了となりますので、「パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼受領証等返還届」に、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を添えて、提出してください。

ア パートナーシップの関係を解消したとき

イ 宣誓者の一方が亡くなったとき

ウ 「2 宣誓をすることができる方」の要件に該当しなくなったとき

エ 宣誓が無効になったとき

(ア) パートナーシップの関係がないとき

(イ) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき

(ウ) 転入・転居予定者の場合は、転入・転居を証明する書類の提出がないとき

※ 厚木市から自治体間連携の協定を締結している自治体に転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等の返還手続きは、不要です。

※ 8ページを参照ください。

(4) パートナーシップ宣誓書受領証等返還後の交付番号公表について

パートナーシップ宣誓書受領証等を返還した場合や上記(3)返還要件に該当しているにもかかわらず、返還されない場合は、市ホームページにパートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を公表します。

返還せずに誤って、パートナーシップ宣誓書受領証等を使用される場合や便益を提供しようとする第三者が、パートナーシップ宣誓書受領証等の有効性を確認する場合等を想定し、公表します。

※ 注意

現在、本市から各種手当等を受給されている方は、この制度によって、支給内容に変更が生じる場合があります。宣誓前に各担当課等に御確認されるとともに、宣誓後に申し出願います。

6 自治体間連携について

厚木市では、宣誓者の住所異動に伴う負担軽減を図るため、近隣市町村と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結しています。

なお、詳細及び締結自治体については、市ホームページをご覧ください。

(1) 厚木市から締結自治体に転出する場合

厚木市にパートナーシップ宣誓書受領証等の返還手続きは、不要です。

転入先の締結自治体で宣誓制度の手続きを行う場合は、厚木市で交付した「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領証カード（交付者のみ）」の原本が必要になります。

詳しい手続き方法は、転入先の締結自治体にお問い合わせください。

(2) 締結自治体から厚木市に転入する場合

① 事前予約

手続きには、事前予約が必要です。手続きは、転入後になります。

② 手続き当日

予約した日時に必要書類（掲示物を含む。）を持参し、お二人でお越しください。提出された必要書類により、要件及び本人確認等を行い、転入前の締結自治体の宣誓日を引き継ぎ、厚木市から新たに「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付します。

③ 必要書類

- ・転入前の締結自治体の「パートナーシップ宣誓書受領証」の原本
- ・転入前の締結自治体の「パートナーシップ宣誓書受領証カード」の原本
- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書等（3か月以内に発行したもの）
- ・マイナンバーカード等、本人確認ができるもの（有効期限内のもの）
- ・通称名が確認できるもの（希望する方のみ必要です。）
- ・パートナーシップの宣誓に関する申出書（本人が記入したものに限る。）

※ 留意事項

厚木市から転入前の締結自治体に、パートナーシップ宣誓書受領証を新たに交付した事実の通知、申出書の写し及び転入前の締結自治体から交付された「パートナーシップ宣誓書受領証」等の原本を送付します。

また、パートナーシップ宣誓書受領証等の交付後の取り扱いは、「5 宣誓後について」をご覧ください。

7 Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻とは、どう違うのですか。

A1 婚姻は民法に定める法律行為で、相続権や税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか。

A2 性的少数者であれば、同性や異性を問わず宣誓ができます。また、事実婚の方も対象です。

Q3 養子縁組をしています。宣誓をすることはできますか。

A3 宣誓をされるパートナー同士が、宣誓等の制度がない状況で、やむを得ず、養子縁組をしている場合は、宣誓をすることができます。

Q4 「パートナーシップ宣誓書受領証等」を提示することで、どのようなサービスを受けられますか。

A4 行政サービスでは、市営住宅への入居申込や災害見舞金の給付等が利用できます。(各々要件があります。)

民間サービスでは、事業者により異なりますので、直接事業者へお問い合わせください。

Q5 宣誓の手続きに費用はかかりますか。

A5 宣誓の手続きや「パートナーシップ宣誓書受領証」等の交付に費用はかかりませんが、宣誓の際に提出いただく必要書類の交付手数料は自己負担になります。再交付の場合も同様です。

Q6 通称名は使用できますか。

A6 使用可能です。性別違和の方や外国籍の方が使用している通称名が該当します。通称名を使用する場合は、日常的に使用していることが確認できるものをお持ちください。

Q7 同居していないと宣誓できませんか。

A7 原則、同居を要件としていますが、単身赴任や親族の介護・看護等のやむを得ない事情により、一時的に同居ができない場合は除きます。

Q8 厚木市民でないと宣誓できませんか。

A8 宣誓者お二人が市内に住所を有している場合、お一人が市内に住所を有し、もうお一人が宣誓後3か月以内に市内へ転入を予定している場合は宣誓できます。

Q9 住民票の写し等を提出する必要性はあるのですか。

A9 宣誓者の要件である配偶者がいないことや居住地を確認するために必要です。

Q10 郵送でのパートナーシップ宣誓はできますか。

A10 郵送による宣誓はできません。

Q11 第三者に代理で宣誓してもらうことはできますか。

A11 代理人による宣誓はできません。なお、宣誓当日、事情により必要書類への記入が難しい場合は、代筆者による記入を認めています。

Q12 パートナーシップを解消した場合は、宣誓書受領証等を返還する必要があるですか。

A12 返還する必要があります。

Q13 市外に転出する場合は、宣誓書受領証等を返還する必要があるですか。

A13 単身赴任や親族の介護・看護等のやむを得ない事情により、一時的に市外に居住される場合を除き、市外へ転出する場合は、宣誓書受領証等の返還が必要です。

なお、自治体間連携の協定を締結している自治体に転出される場合は、返還手続きは、必要ありません。

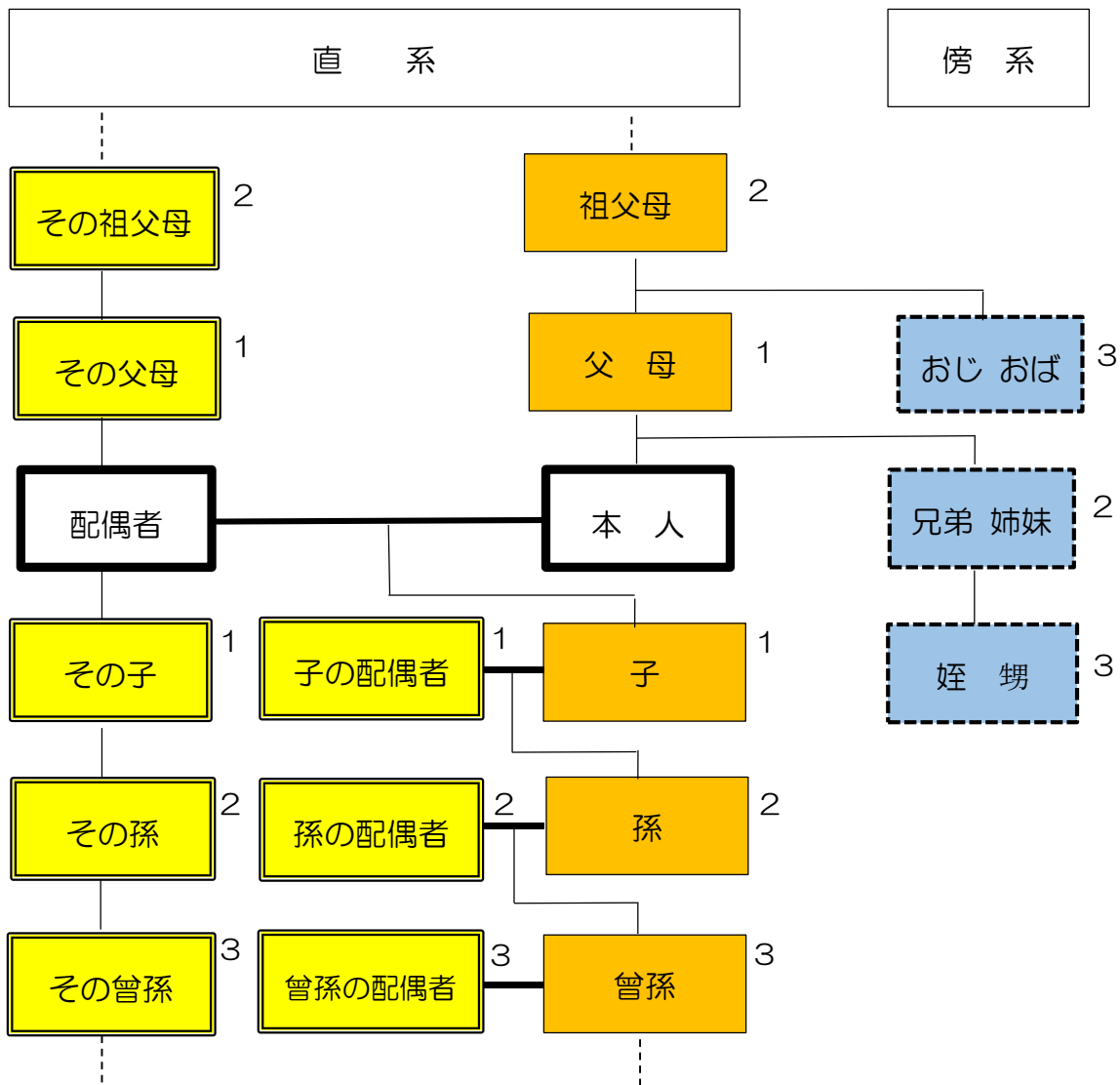
Q14 交付番号が公表されるのは、どのような場合ですか。

A14 「パートナーシップ宣誓書受領証」等の返還をされた場合と、返還しなければならない場合（「5 宣誓後について（3）」）にもかかわらず、「パートナーシップ宣誓書受領証」等を返還しない場合です。
返還せずに、「パートナーシップ宣誓書受領証」等を誤って使用される場合が想定されますので、公表します。

Q15 自治体間連携の協定締結をしている自治体から厚木市に転入する予定です。引き続き、宣誓制度を利用する場合は、どのような手続きが必要ですか。

A15 厚木市に転入手続き後、転入前の締結自治体から交付された「パートナーシップ宣誓書受領証」等を提出することで、転入前の締結自治体の宣誓日を引き継ぎ、厚木市で新たに「パートナーシップ宣誓書受領証」等を交付します。

【参考】 パートナーシップ宣誓ができない親族



※ 数字は、本人から見た親族間の親等を表している。



「厚木市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック」

(第4版)

令和8年5月発行

問い合わせ先

厚木市市民交流部市民協働推進課

TEL : 046-225-2215

FAX : 046-221-0275

Mail : 2800@city.atsugi.kanagawa.jp